

【啓発機能のあるべき方向性】

啓発機能のあるべき方向性については、以下のとおりとする。

施設見学を充実し、環境教育を推進する。

（施設見学の充実を図り、環境教育を推進する。）

（説明）施設見学を通じて、より多くの市民のみなさまに、ごみ処理についてご理解をいただく。また、小学生のごみ処理施設見学（社会見学）をこどもへの環境教育と位置付け、将来の人づくりに貢献する。

市民の自主的な取り組みのための場所を提供する。

（市民の自主的な取り組みを支援する。）

（説明）市民のみなさまに、施設を活動の場として提供することで、市民のみなさまの自主的な取り組みを支援する。具体的な施設の整備形態や利用形態については、市民のみなさまからアイデアをいただくなどして検討する。

交流の場を設け、市民と行政のふれあいを育む。

（交流の場を設け、市民とのふれあいを育む。）

（説明）施設を交流の場・情報提供の場と位置付け、周辺住民はもとより市民のみなさまとのふれあいを通じ、両者の信頼関係の構築につなげる。

国定公園の緑豊かな自然を活かす。

（説明）施設整備に合わせて国定公園にふさわしい緑の整備を行う。緑の整備にあたっては、造成計画の段階から、緑の配置等を工夫することにより、建物と自然との調和をめざす。

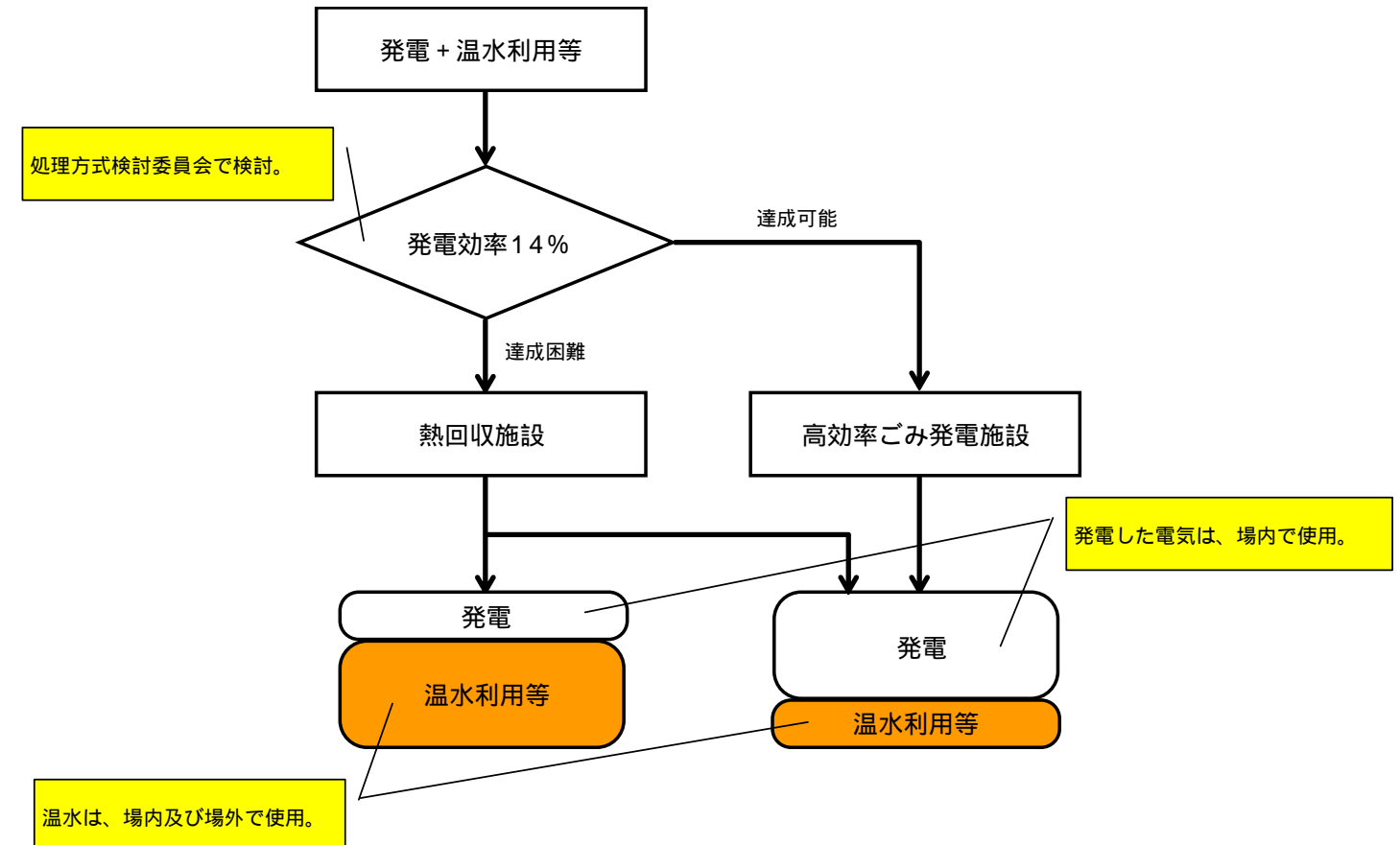
経済性を考え、効率よく長続きできる運用を行う。

（説明）施設に係る経費を抑制し、持続可能な啓発施設とするため、運用方法については、市民のみなさまからアイデアをいただくなどして検討する。

【エネルギー利用のあるべき方向性】

エネルギー利用計画のうち、発電効率 14%の可能性については、現在、処理方式検討委員会で検討している。

発電した電気は、場内（熱回収施設及びリサイクル施設等）で使用する。温水については、場内で使用する以外に、場外での使用が考えられる。



エネルギー利用について、具体例を次に示す。

できるだけ発電し、余剰分は売電
敷地内での熱活用（足湯など）
余熱利用施設への熱供給（温水プール、温浴施設）
近隣施設への熱供給